

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「埼玉県個人情報保護条例に基づく処分について提起された審査請求に対する裁決（却下）について（平成〇〇年〇月〇〇日付け）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求について、平成24年11月19日付けで行った訂正をしない旨の決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）原処分の経緯

ア 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年8月24日付けで保有個人情報の開示請求を行った。これに対し、実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成24年9月12日付けで本件対象保有個人情報について開示決定を行い、審査請求人に通知し開示を行った。

イ 審査請求人は、条例第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成24年11月2日付けで、本件対象保有個人情報についてその内容の一部を削除した上で審査請求人の主張等を記載することを求める訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。これに対し、実施機関は、条例第32条第2項の規定に基づき、平成24年11月19日付けで保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成24年12月28日付けで本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成25年3月6日付けで諮問庁から条例

第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について、平成26年1月15日、諮問庁からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

(1) 訂正請求に係る開示請求について

本件訂正請求に係る開示請求は、「先に審査請求したのに何故情報公開審査会にかからないのか判る文書」の開示を求めたものである。開示請求を受け、実施機関が検索を実施したところ、当該審査請求は、審査請求書の形式的不備に係る補正命令に従わなかったことから、不適法であることを理由に却下したことが判明した。

このことから、実施機関は、却下の経緯がわかる公文書として、本件対象保有個人情報情報を特定し、その全部を開示した。

(2) 訂正請求の趣旨について

審査請求人は訂正請求書において、本件対象保有個人情報のうち「(審査請求の理由が)判読できず不明確のため再補正命令」との記載について削除し、「本人に電話連絡して確認する」と追加することを求めており、その理由については、「当然社会通念上そのようにすべきだった」としている。

(3) 訂正をしない理由について

条例第29条第1項は、保有個人情報の内容が事実でないと思料するときには、当該保有個人情報の訂正を請求することができる旨を定めているところであるが、本件訂正請求書の記載からは、本件対象保有個人情報の内容を事実であると認めただけで訂正を求めていることが明らかである。

したがって、本件訂正請求は条例第29条第1項の規定に反し不適法であるため、実施機関は本件対象保有個人情報の訂正をしない旨の決定を行ったものである。

(4) 上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件対象保有個人情報のうち「(審査請求の理由が) 判読できず不明確のため再補正命令」と記載された箇所を削除し、同箇所を「本人に電話連絡して確認する」と訂正する旨の請求をしており、その理由について、「当然社会通念上そのようにすべきだった」ためと主張している。

これに対し諮問庁は、本件訂正請求は条例第29条第1項の規定に反し不適法であるため、保有個人情報の訂正をしない旨の決定を行ったものであると主張している。

そこで、以下、本件訂正請求の適法性について検討する。

(2) 本件訂正請求の適法性について

条例第29条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（中略）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

本件訂正請求においては、請求の趣旨は、実施機関による再補正命令そのものの変更を求めるものであると解することができる。そうすると、本件訂正請求は、保有個人情報の正確性の確保という訂正請求の本来の目的に反すると認められ、条例第29条第1項の対象となるものではないと言ふべきである。

したがって、実施機関の行った、本件対象保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当であると認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 3月 6日	諮問を受ける（諮問第105号）
平成25年 3月 6日	諮問庁から理由説明書を受理
平成25年11月29日	審議
平成26年 1月15日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成26年 2月13日	審議
平成26年 3月13日	審議
平成26年 5月15日	審議
平成26年 6月25日	審議
平成26年 7月30日	答申